

警察職員の配置定員に関する規則

- 1 警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び警察職員の定員に関する条例（昭和29年長崎県条例第22号）第5条の規定に基づき、警察職員の配置定員を別表のとおり定める。
- 2 前項の規定による警察職員の配置定員に関する細目的事項は、長崎県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成10年3月27日から施行する。

附 則（平成11年公委規則第2号）

この規則は、平成11年3月15日から施行する。

附 則（平成12年公委規則第2号）

この規則は、平成12年3月17日から施行する。

附 則（平成13年公委規則第5号）

この規則は、平成13年3月21日から施行する。

附 則（平成14年公委規則第4号）

この規則は、平成14年3月6日から施行する。

附 則（平成15年公委規則第5号）

この規則は、平成15年3月20日から施行する。

附 則（平成16年公委規則第3号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「福江警察署」を「五島警察署」に、「有川警察署」を「新上五島警察署」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成16年公委規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公委規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公委規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公委規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公委規則第2号）

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成27年公委規則第2号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公委規則第9号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公委規則第4号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公委規則第5号）
この規則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年公委規則第4号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公委規則第6号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年公委規則第2号）
この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第2号）
この規則は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第13号）
この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月3日から適用する。

附 則（令和5年公委規則第4号）
この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年公委規則第4号）
この規則は、令和6年3月22日から施行する。

附 則（令和7年公委規則第2号）
この規則は、令和7年3月24日から施行する。

別表

警察職員配置定員表

所 属 \ 区 分		警 察 官	一 般 職 員	計
警 察 本 部		9 4 0	3 3 0	1, 2 7 0
警 察 学 校		1 7	7	2 4
初 任 科 生		9 7		9 7
小 計		1, 0 5 4	3 3 7	1, 3 9 1
警	長 崎 警 察 署	2 8 2	1 6	2 9 8
	大 浦 警 察 署	9 9	4	1 0 3
	浦 上 警 察 署	1 8 4	1 0	1 9 4
	時 津 警 察 署	1 0 8	8	1 1 6
	西 海 警 察 署	4 5	4	4 9
察	諫 早 警 察 署	1 6 9	1 0	1 7 9
	雲 仙 警 察 署	7 3	6	7 9
	島 原 警 察 署	6 7	5	7 2
	南 島 原 警 察 署	5 8	4	6 2
	大 村 警 察 署	1 1 9	1 0	1 2 9
	川 棚 警 察 署	5 0	3	5 3
	早 岐 警 察 署	9 0	5	9 5
	佐 世 保 警 察 署	2 1 2	1 1	2 2 3
	相 浦 警 察 署	5 6	4	6 0
	江 迎 警 察 署	5 0	5	5 5
署	松 浦 警 察 署	4 5	4	4 9
	平 戸 警 察 署	5 6	5	6 1
	五 島 警 察 署	6 7	3	7 0
	新 上 五 島 警 察 署	5 0	5	5 5
	杵 岐 警 察 署	4 6	4	5 0
	対 馬 南 警 察 署	5 8	6	6 4
	対 馬 北 警 察 署	3 7	5	4 2
小 計		2, 0 2 1	1 3 7	2, 1 5 8
合 計		3, 0 7 5	4 7 4	3, 5 4 9